

令和4年5月18日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和4年5月17日付託分)

## 附属資料

総務局

目 次

	ページ
神奈川県県税条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表……………	1

神奈川県県税条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

<第1条関係>

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第16条の6 (略)</p> <p>(法人又は個人の所得の区分経理の義務)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上の区分に属する事業を併せて行う法人及び県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業ごとに区分して経理しなければならない。</p> <p>(1) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）  <u>）、ガス供給業のうちガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業（以下「導管ガス供給業」という。）</u>  _____  _____  _____  _____  _____、  保険業又は貿易保険業</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。以下「特定ガス供給業」という。）</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる事業以外の事業</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第18条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業<u>（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下同じ。）</u>、保険業及び貿易保険業を除く。<u>第5項において同じ。</u>）に対する事</p>	<p>第1条～第16条の6 (略)</p> <p>(法人又は個人の所得の区分経理の義務)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上の区分に属する事業を併せて行う法人及び県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業ごとに区分して経理しなければならない。</p> <p>(1) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）  <u>）、ガス供給業（<u>    </u>ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業<u>以外</u>のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の規定による義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下同じ。）</u>、  保険業又は貿易保険業</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる事業以外の事業</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第18条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業_____、保険業及び貿易保険業を除く。<u>第4項において同じ。</u>）に対する事</p>

改正後	改正前						
<p>業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略) ウ <u>各事業年度の所得に100分の1の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、<u>導管ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>各事業年度の収入金額に100分の0.48の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) <u>各事業年度の付加価値額に100分の0.77の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>(3) <u>各事業年度の資本金等の額に100分の0.32の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>5 <u>県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</u> (削除)</p>	<p>業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略) ウ <u>次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</u></p> <table border="1" data-bbox="895 629 1414 1021"> <tbody> <tr> <td data-bbox="895 629 1209 763"><u>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</u></td> <td data-bbox="1211 629 1414 763"><u>100分の0.4</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="895 766 1209 900"><u>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</u></td> <td data-bbox="1211 766 1414 900"><u>100分の0.7</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="895 902 1209 1021"><u>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</u></td> <td data-bbox="1211 902 1414 1021"><u>100分の1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、<u>ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 (略) (追加)</p> <p>4 <u>県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの</u> _____ <u>が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</u> (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法</p>	<u>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</u>	<u>100分の0.4</u>	<u>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</u>	<u>100分の0.7</u>	<u>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</u>	<u>100分の1</u>
<u>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</u>	<u>100分の0.4</u>						
<u>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</u>	<u>100分の0.7</u>						
<u>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</u>	<u>100分の1</u>						

改正後	改正前												
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7の税率を乗じて得た金額</p> <p>第18条の2～第22条の3 (略)</p> <p>(家庭的保育事業等用家屋の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第22条の4 法第73条の14第12項から第14項までの条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>第23条～第81条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>(特別法人に係る法人の事業税の税率の特例)</p> <p>14 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条第1項第2号中</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の4.9</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは</p> <p>「</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の4.9</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の5.7</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>と、<u>同条第5項第1号</u>中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。</p> <p>(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>15 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人の事業税の額は、前項の規定により読み替えて適用</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7	<p>人 <u>次に掲げる金額の合計額</u></p> <p>ア <u>各事業年度の付加価値額に100分の1.2の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>イ <u>各事業年度の資本金等の額に100分の0.5の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>ウ <u>各事業年度の所得に100分の1の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他</u>の法人 各事業年度の所得に100分の7の税率を乗じて得た金額</p> <p>第18条の2～第22条の3 (略)</p> <p>(家庭的保育事業等用家屋の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第22条の4 法第73条の14第11項から第13項までの条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>第23条～第81条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>(特別法人に係る法人の事業税の税率の特例)</p> <p>14 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条第1項第2号中</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の4.9</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは</p> <p>「</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の4.9</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の5.7</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>と、<u>同条第4項第2号</u>中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。</p> <p>(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>15 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人の事業税の額は、前項の規定により読み替えて適用</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7												

改正後	改正前						
<p>される第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。次項において同じ。）に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 各事業年度の所得に100分の1.18の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、<u>導管ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.06の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。</u></p> <p>ア <u>各事業年度の収入金額に100分の0.5184の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>イ <u>各事業年度の付加価値額に100分の0.8085の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>ウ <u>各事業年度の資本金等の額に100分の0.336の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>16 県と他の2以上の都道府県とにおいて事務</p>	<p>される第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。次項において同じ。）に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の0.472</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の0.826</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の1.18</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、<u>ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.06の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>16 県と他の2以上の都道府県とにおいて事務</p>	<u>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</u>	<u>100分の0.472</u>	<u>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</u>	<u>100分の0.826</u>	<u>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</u>	<u>100分の1.18</u>
<u>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</u>	<u>100分の0.472</u>						
<u>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</u>	<u>100分の0.826</u>						
<u>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</u>	<u>100分の1.18</u>						

改正後	改正前												
<p>所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（<u>法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。</u>）が行う事業に対する事業税の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>（削除）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特別法人以外の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7.42の税率を乗じて得た金額</p> <p>17 前2項の場合において、附則第14項に規定する法人の同項に規定する事業年度に係る所得割については、附則第15項第1号イの表中</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td>100分の5.194</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは</p> <p>「</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td>100分の5.194</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td>100分の6.042</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>と、<u>前項第1号</u>中「100分の5.194」とあるのは「100分の5.194（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の6.042）」とする。</p> <p>18 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第1号に規定する事業を行うもの（各事業年度の所得金額が年1億5,000万円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項及び附則第16項の規</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042	<p>所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの _____ が行う事業に対する事業税の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) <u>法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人</u> 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア <u>各事業年度の付加価値額に100分の1.26の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>イ <u>各事業年度の資本金等の額に100分の0.525の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>ウ <u>各事業年度の所得に100分の1.18の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他 _____ の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7.42の税率を乗じて得た金額</p> <p>17 前2項の場合において、附則第14項に規定する法人の同項に規定する事業年度に係る所得割については、附則第15項第1号イの表中</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td>100分の5.194</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは</p> <p>「</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td>100分の5.194</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td>100分の6.042</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>と、<u>前項第2号</u>中「100分の5.194」とあるのは「100分の5.194（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の6.042）」とする。</p> <p>18 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第1号に規定する事業を行うもの（各事業年度の所得金額が年1億5,000万円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項及び附則第16項の規</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042												

改正後	改正前
<p>定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 附則第15項第1号ア(ア)の金額_____に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>イ 附則第15項第1号ア(イ)の金額_____に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>ウ 附則第15項第1号ア(ウ)の金額_____に118分の18を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(2) 特別法人 附則第15項第1号イの金額又は附則第16項第1号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(3) その他の法人 附則第15項第1号ウの金額又は附則第16項第2号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>19・20 (略)</p> <p>21 <u>資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第4号に規定する事業を行うもの(各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。)</u>に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、次に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>(1) <u>附則第15項第4号アの金額に108分の8を乗じて計算した額に相当する金額</u></p> <p>(2) <u>附則第15項第4号イの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</u></p> <p>(3) <u>附則第15項第4号ウの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</u></p> <p>22 <u>附則第18項から前項までの規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が2億円以下の法人であるかどうかの判定は、各事業年度の終了の日(法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、その事業年度開始の日から6月の期間の末日)の現況によるものとする。</u></p>	<p>定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 附則第15項第1号ア(ア)の金額又は附則第16項第1号アの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>イ 附則第15項第1号ア(イ)の金額又は附則第16項第1号イの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>ウ 附則第15項第1号ア(ウ)の金額又は附則第16項第1号ウの金額に118分の18を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(2) 特別法人 附則第15項第1号イの金額又は附則第16項第2号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(3) その他の法人 附則第15項第1号ウの金額又は附則第16項第3号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>19・20 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>21 <u>前3項_____の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が2億円以下の法人であるかどうかの判定は、各事業年度の終了の日(法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、その事業年度開始の日から6月の期間の末日)の現況によるものとする。</u></p>



改正後	改正前
23 (略)	22 (略)
24 事業年度が1年に満たない法人に対する附則第19項から第21項までの規定の適用については、これらの項中「年12億円」とあるのは「12億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。	23 事業年度が1年に満たない法人に対する附則第19項又は第20項の規定の適用については、これらの項中「年12億円」とあるのは「12億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。
25 (略)	24 (略)
26 県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対して附則第18項から第21項までの規定を適用する場合において、所得金額が年1億5,000万円又は収入金額が年12億円(附則第23項又は第24項に規定する法人にあつては、これらの項の規定により読み替えられたそれぞれの金額)以下であるかどうかの判定は、法第72条の48の規定により関係都道府県に分割される前の金額によるものとする。	25 県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対して附則第18項から第20項までの規定を適用する場合において、所得金額が年1億5,000万円又は収入金額が年12億円(附則第22項又は第23項に規定する法人にあつては、これらの項の規定により読み替えられたそれぞれの金額)以下であるかどうかの判定は、法第72条の48の規定により関係都道府県に分割される前の金額によるものとする。
27～31 (略)	26～30 (略)
(自動車税の種別割の税率の特例)	(自動車税の種別割の税率の特例)
32 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令第9条の2第1項に規定するものをいう。附則第34項第2号、第37項第2号及び第42項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するものをいう。附則第42項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。附則第42項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令第9条の2第6項に規定するものをいう。附則第42項において同じ。))並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるもの	31 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令第9条の2第1項に規定するものをいう。附則第33項第2号、第36項第2号及び第41項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するものをいう。附則第41項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。附則第41項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令第9条の2第6項に規定するものをいう。附則第41項において同じ。))並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるもの

改正後			改正前		
<p>を除く。以下同じ。) 、第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途自動車(同条第3項第4号イに規定するもの及び同項第5号アに規定するもの(自家用のものに限る。)に限る。<u>附則第36項及び第37項</u>(各号列記以外の部分に限る。)において同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第56条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(<u>附則第34項第4号、第35項第1号、第37項第4号及び第38項第1号</u>において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(<u>附則第34項第5号、第35項第2号、第37項第5号及び第38項第2号</u>において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(<u>附則第34項第6号、第37項第6号及び第38項第3号</u>において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p>			<p>を除く。以下同じ。) 、第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途自動車(同条第3項第4号イに規定するもの及び同項第5号アに規定するもの(自家用のものに限る。)に限る。<u>附則第35項及び第36項</u>(各号列記以外の部分に限る。)において同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第56条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(<u>附則第33項第4号、第34項第1号、第36項第4号及び第37項第1号</u>において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(<u>附則第33項第5号、第34項第2号、第36項第5号及び第37項第2号</u>において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(<u>附則第33項第6号、第36項第6号及び第37項第3号</u>において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p>		
(略)			(略)		
第56条第2項本文	同号	同号(附則 <u>第32項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	第56条第2項本文	同号	同号(附則 <u>第31項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
(略)			(略)		
第56条第3項本	前2項	前2項(附	第56条第3項本	前2項	前2項(附

改正後			改正前		
文		則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	文		則第31項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
<p>33 前項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（<u>附則第32項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条（<u>附則第32項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>34 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するもの（<u>附則第37項第2号</u>において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号及び<u>附則第37項第2号</u>において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項に規定するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号並びに<u>附則第37項第4号</u>及び</p>			<p>32 前項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（<u>附則第31項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条（<u>附則第31項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>33 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するもの（<u>附則第36項第2号</u>において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号及び<u>附則第36項第2号</u>において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項に規定するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号並びに<u>附則第36項第4号</u>及び</p>		

改正後	改正前
<p>第38項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号並びに附則第37項第4号及び第38項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第37項第4号から第6号まで並びに第38項第1号から第3号までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第37項第4号から第6号まで並びに第38項第1号から第3号までにおいて「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの</p> <p>(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号並びに附則第37項第5号及び第38項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号並びに附則第37項第5号及び第38項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの</p> <p>(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量</p>	<p>第37項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号並びに附則第36項第4号及び第37項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第36項第4号から第6号まで並びに第37項第1号から第3号までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第36項第4号から第6号まで並びに第37項第1号から第3号までにおいて「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの</p> <p>(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号並びに附則第36項第5号及び第37項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号並びに附則第36項第5号及び第37項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの</p> <p>(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量</p>

改正後			改正前		
<p>車基準（<u>附則第37項第6号及び第38項第3号</u>において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準（<u>附則第37項第6号及び第38項第3号</u>において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車</p>			<p>車基準（<u>附則第36項第6号及び第37項第3号</u>において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準（<u>附則第36項第6号及び第37項第3号</u>において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車</p>		
(略)			(略)		
第56条第2項本文	同号	同号（ <u>附則第34項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第56条第2項本文	同号	同号（ <u>附則第33項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
(略)			(略)		
第56条第3項本文	前2項	前2項（ <u>附則第34項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第56条第3項本文	前2項	前2項（ <u>附則第33項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
(略)			(略)		
<p>35 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>			<p>34 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>		
(略)			(略)		
第56条第2項本文	同号	同号（ <u>附則第35項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第56条第2項本文	同号	同号（ <u>附則第34項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
(略)			(略)		
第56条第3項本文	前2項	前2項（ <u>附則第35項</u> の規定により	第56条第3項本文	前2項	前2項（ <u>附則第34項</u> の規定により

改正後			改正前		
		読み替えて適用される場合を含む。)			読み替えて適用される場合を含む。)
(略)			(略)		
36	<p>附則第34項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、<u>附則第34項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		35	<p>附則第33項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、<u>附則第33項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	
37	<p>次に掲げる自動車（自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、<u>附則第34項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p>		36	<p>次に掲げる自動車（自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、<u>附則第33項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p>	
38	<p>次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、<u>附則第35項の表の左欄に掲げる規</u></p>		37	<p>次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、<u>附則第34項の表の左欄に掲げる規</u></p>	

改正後			改正前		
<p>定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>39 附則第34項から前項までの規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（<u>附則第34項から第38項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条（<u>附則第34項から第38項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）」とする。</p> <p>40・41 (略)</p> <p>42 前2項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、<u>附則第32項各号に掲げるもの</u>に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>38 附則第33項から前項までの規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（<u>附則第33項から第37項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条（<u>附則第33項から第37項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）」とする。</p> <p>39・40 (略)</p> <p>41 前2項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、<u>附則第31項各号に掲げるもの</u>に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
附則第40項第2号	(略)	(略)	附則第39項第2号	(略)	(略)
ア			ア		
附則第40項第2号	(略)	(略)	附則第39項第2号	(略)	(略)
イ			イ		
附則第40項第2号	(略)	(略)	附則第39項第2号	(略)	(略)
ウ			ウ		
附則第40項第2号	(略)	(略)	附則第39項第2号	(略)	(略)
エ			エ		
附則第40項第2号	(略)	(略)	附則第39項第2号	(略)	(略)
オ			オ		
附則第40項第2号	(略)	(略)	附則第39項第2号	(略)	(略)
カ			カ		
附則第40項第2号	(略)	(略)	附則第39項第2号	(略)	(略)
キ			キ		
附則第40項第2号	(略)	(略)	附則第39項第2号	(略)	(略)
ク			ク		
附則第40項第2号	(略)	(略)	附則第39項第2号	(略)	(略)
ケ			ケ		
附則第40項第2号	(略)	(略)	附則第39項第2号	(略)	(略)
コ			コ		

改正後			改正前		
附則第41項第2号 ア	(略)	(略)	附則第40項第2号 ア	(略)	(略)
附則第41項第2号 イ	(略)	(略)	附則第40項第2号 イ	(略)	(略)
附則第41項第2号 ウ	(略)	(略)	附則第40項第2号 ウ	(略)	(略)
附則第41項第2号 エ	(略)	(略)	附則第40項第2号 エ	(略)	(略)
附則第41項第2号 オ	(略)	(略)	附則第40項第2号 オ	(略)	(略)
附則第41項第2号 カ	(略)	(略)	附則第40項第2号 カ	(略)	(略)
附則第41項第2号 キ	(略)	(略)	附則第40項第2号 キ	(略)	(略)
附則第41項第2号 ク	(略)	(略)	附則第40項第2号 ク	(略)	(略)
附則第41項第2号 ケ	(略)	(略)	附則第40項第2号 ケ	(略)	(略)
附則第41項第2号 コ	(略)	(略)	附則第40項第2号 コ	(略)	(略)
43 前3項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（ <u>附則第40項から第42項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u> ）」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条（ <u>附則第40項から第42項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u> ）」とする。 44～46 (略)			42 前3項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（ <u>附則第39項から第41項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u> ）」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条（ <u>附則第39項から第41項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u> ）」とする。 43～45 (略)		



神奈川県県税条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第56号）新旧対照表

<第2条関係>

改 正 後	改 正 前
<p>神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、改正前の<u>神奈川県県税条例の規定中法人の事業税に関する部分</u>は、なおその効力を有する。</p> <p>4～7 （略）</p>	<p>神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、改正前の<u>第17条第1項の規定</u>は、なおその効力を有する。</p> <p>4～7 （略）</p>



改正後	改正前						
<p>第18条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業（<u>導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下同じ。</u>））、保険業及び貿易保険業を除く。第5項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略) ウ <u>各事業年度の所得に100分の1の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 <u>電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）</u>、<u>導管ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 <u>電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>4 <u>特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>各事業年度の収入金額に100分の0.48の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) <u>各事業年度の付加価値額に100分の0.77の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>(3) <u>各事業年度の資本金等の額に100分の0.32の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>5 <u>県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本</u></p>	<p>第18条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業_____）、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略) ウ <u>次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の0.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の0.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 <u>電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等_____を除く。）</u>、<u>ガス供給業_____</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 <u>電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等_____</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (追加)</p> <p>4 <u>県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本</u></p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4						
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7						
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1						

改正後	改正前												
<p>金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（<u>法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。</u>）が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>（削除）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特別法人以外の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7の税率を乗じて得た金額</p> <p>第18条の2～第18条の5 (略)</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特別法人に係る法人の事業税の税率の特例）</p> <p>14 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条第1項第2号中</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の4.9</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の4.9</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の5.7</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>と、<u>同条第5項第1号中</u>「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。</p> <p>（法人の事業税の税率の特例）</p> <p>15 令和2年11月1日から令和7年10月31日ま</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7	<p>金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの_____が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) <u>法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人</u> <u>次に掲げる金額の合計額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>各事業年度の付加価値額に100分の1.2の税率を乗じて得た金額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>各事業年度の資本金等の額に100分の0.5の税率を乗じて得た金額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>各事業年度の所得に100分の1の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他_____の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7の税率を乗じて得た金額</p> <p>第18条の2～第18条の5 (略)</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特別法人に係る法人の事業税の税率の特例）</p> <p>14 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条第1項第2号中</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の4.9</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の4.9</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">100分の5.7</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>と、<u>同条第4項第2号中</u>「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。</p> <p>（法人の事業税の税率の特例）</p> <p>15 令和2年11月1日から令和7年10月31日ま</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7												

改正後	改正前						
<p>での間に終了する各事業年度分の法人の事業税の額は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。次項において同じ。）に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 各事業年度の所得に100分の1.18の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 電気供給業（<u>小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業</u>を除く。）<u>、導管ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.06の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(3) 電気供給業のうち、<u>小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業</u>に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) <u>特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。</u></p> <p>ア 各事業年度の収入金額に100分の0.518</p>	<p>での間に終了する各事業年度分の法人の事業税の額は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。次項において同じ。）に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</u></p> <table border="1" data-bbox="922 972 1417 1406"> <tbody> <tr> <td data-bbox="922 972 1209 1099">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td data-bbox="1211 972 1417 1099">100分の0.472</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 1102 1209 1272">各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td data-bbox="1211 1102 1417 1272">100分の0.826</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 1274 1209 1406">各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td data-bbox="1211 1274 1417 1406">100分の1.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 電気供給業（<u>小売電気事業等及び発電事業等</u>を除く。）<u>、ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.06の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(3) 電気供給業のうち、<u>小売電気事業等及び発電事業等</u>に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(追加)</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.472	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.826	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1.18
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.472						
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.826						
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1.18						

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;"><u>4の税率を乗じて得た金額</u></p> <p><u>イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.8</u></p> <p style="text-align: center;"><u>085の税率を乗じて得た金額</u></p> <p><u>ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.336の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>16 県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（<u>法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。</u>）が行う事業に対する事業税の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特別法人以外の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7.42の税率を乗じて得た金額</p> <p>17 前2項の場合において、附則第14項に規定する法人の同項に規定する事業年度に係る所得割については、附則第15項第1号イの表中</p> <table border="1" style="margin-left: 4em;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="padding: 2px;">100分の5.194</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは</p> <p>「</p> <table border="1" style="margin-left: 4em;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td style="padding: 2px;">100分の5.194</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td style="padding: 2px;">100分の6.042</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>と、<u>前項第1号</u>中「100分の5.194」とあるのは「100分の5.194（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の6.042）」とする。</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042	<p>16 県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの _____ が行う事業に対する事業税の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) <u>法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人</u> 次に掲げる金額の合計額</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.26の税率を乗じて得た金額</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.525の税率を乗じて得た金額</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ 各事業年度の所得に100分の1.18の税率を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他 _____ の法人</u> 各事業年度の所得に100分の7.42の税率を乗じて得た金額</p> <p>17 前2項の場合において、附則第14項に規定する法人の同項に規定する事業年度に係る所得割については、附則第15項第1号イの表中</p> <table border="1" style="margin-left: 4em;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額</td> <td style="padding: 2px;">100分の5.194</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは</p> <p>「</p> <table border="1" style="margin-left: 4em;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td style="padding: 2px;">100分の5.194</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額</td> <td style="padding: 2px;">100分の6.042</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">」</p> <p>と、<u>前項第2号</u>中「100分の5.194」とあるのは「100分の5.194（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の6.042）」とする。</p>	各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194	各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の5.194												
各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の6.042												

改正後	改正前
<p>18 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第1号に規定する事業を行うもの（各事業年度の所得金額が年1億5,000万円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項及び附則第16項の規定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  ア 附則第15項第1号ア(ア)の金額_____に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額  イ 附則第15項第1号ア(イ)の金額_____に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額  ウ 附則第15項第1号ア(ウ)の金額_____に118分の18を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(2) 特別法人 附則第15項第1号イの金額又は附則第16項第1号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(3) その他の法人 附則第15項第1号ウの金額又は附則第16項第2号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p>	<p>18 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第1号に規定する事業を行うもの（各事業年度の所得金額が年1億5,000万円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項及び附則第16項の規定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  ア 附則第15項第1号ア(ア)の金額又は附則第16項第1号アの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額  イ 附則第15項第1号ア(イ)の金額又は附則第16項第1号イの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額  ウ 附則第15項第1号ア(ウ)の金額又は附則第16項第1号ウの金額に118分の18を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(2) 特別法人 附則第15項第1号イの金額又は附則第16項第2号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>(3) その他の法人 附則第15項第1号ウの金額又は附則第16項第3号の金額に106分の6を乗じて計算した額に相当する金額</p>
<p>19・20 (略)</p>	<p>19・20 (略)</p>
<p>21 <u>資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第4号に規定する事業を行うもの（各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、次に掲げる金額の合計額を控除した金額とする。</u></p> <p>(1) <u>附則第15項第4号アの金額に108分の8を乗じて計算した額に相当する金額</u></p> <p>(2) <u>附則第15項第4号イの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</u></p> <p>(3) <u>附則第15項第4号ウの金額に105分の5を乗じて計算した額に相当する金額</u></p>	<p>(追加)</p>
<p>22 附則第18項から前項までの規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が</p>	<p>21 前3項_____の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が</p>

改正後	改正前
<p>2億円以下の法人であるかどうかの判定は、各事業年度の終了の日（法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、その事業年度開始の日から6月の期間の末日）の現況によるものとする。</p>	<p>2億円以下の法人であるかどうかの判定は、各事業年度の終了の日（法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、その事業年度開始の日から6月の期間の末日）の現況によるものとする。</p>
<p><u>23</u> （略）</p>	<p><u>22</u> （略）</p>
<p><u>24</u> 事業年度が1年に満たない法人に対する附則第19項から第21項までの規定の適用については、これらの項中「年12億円」とあるのは「12億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p>	<p><u>23</u> 事業年度が1年に満たない法人に対する附則第19項又は第20項の規定の適用については、これらの項中「年12億円」とあるのは「12億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p>
<p><u>25</u> （略）</p>	<p><u>24</u> （略）</p>
<p><u>26</u> 県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対して附則第18項から第21項までの規定を適用する場合において、所得金額が年1億5,000万円又は収入金額が年12億円（附則第23項又は第24項に規定する法人にあつては、これらの項の規定により読み替えられたそれぞれの金額）以下であるかどうかの判定は、法第72条の48の規定により関係都道府県に分割される前の金額によるものとする。</p>	<p><u>25</u> 県と他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対して附則第18項から第20項までの規定を適用する場合において、所得金額が年1億5,000万円又は収入金額が年12億円（附則第22項又は第23項に規定する法人にあつては、これらの項の規定により読み替えられたそれぞれの金額）以下であるかどうかの判定は、法第72条の48の規定により関係都道府県に分割される前の金額によるものとする。</p>



企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）  
新旧対照表

<附則第5項関係>

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第3条 企業立地支援事業を行う者（令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る前条第1号の規定による認定の申請をした者に限る。）が対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、神奈川県県税条例第23条及び同条例附則第28項の規定にかかわらず、同条又は同項に定める率に2分の1を乗じて得た率とし、同条例附則第29項の規定は適用しない。</p>	<p>第1条・第2条（略） （不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第3条 企業立地支援事業を行う者（令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る前条第1号の規定による認定の申請をした者に限る。）が対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、神奈川県県税条例第23条及び同条例附則第27項の規定にかかわらず、同条又は同項に定める率に2分の1を乗じて得た率とし、同条例附則第28項の規定は適用しない。</p>

神奈川県水源環境保全・再生基金条例（平成17年神奈川県条例第88号）新旧対照表

<附則第6項関係>

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （積立額）</p> <p>第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。</p> <p>(1) 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）附則第45項に規定する税率（以下「特例税率」という。）の適用がある個人の県民税の収入額から特例税率の適用がないものとして計算した場合のその相当額を控除した額</p> <p>(2)（略）</p> <p>第4条～第8条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （積立額）</p> <p>第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。</p> <p>(1) 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）附則第44項に規定する税率（以下「特例税率」という。）の適用がある個人の県民税の収入額から特例税率の適用がないものとして計算した場合のその相当額を控除した額</p> <p>(2)（略）</p> <p>第4条～第8条（略）</p>